

諸外国における第三国定住による 難民の受入れの概要

平成24年6月19日

1 諸外国における第三国定住難民受入れ状況

(1) 受入れ数

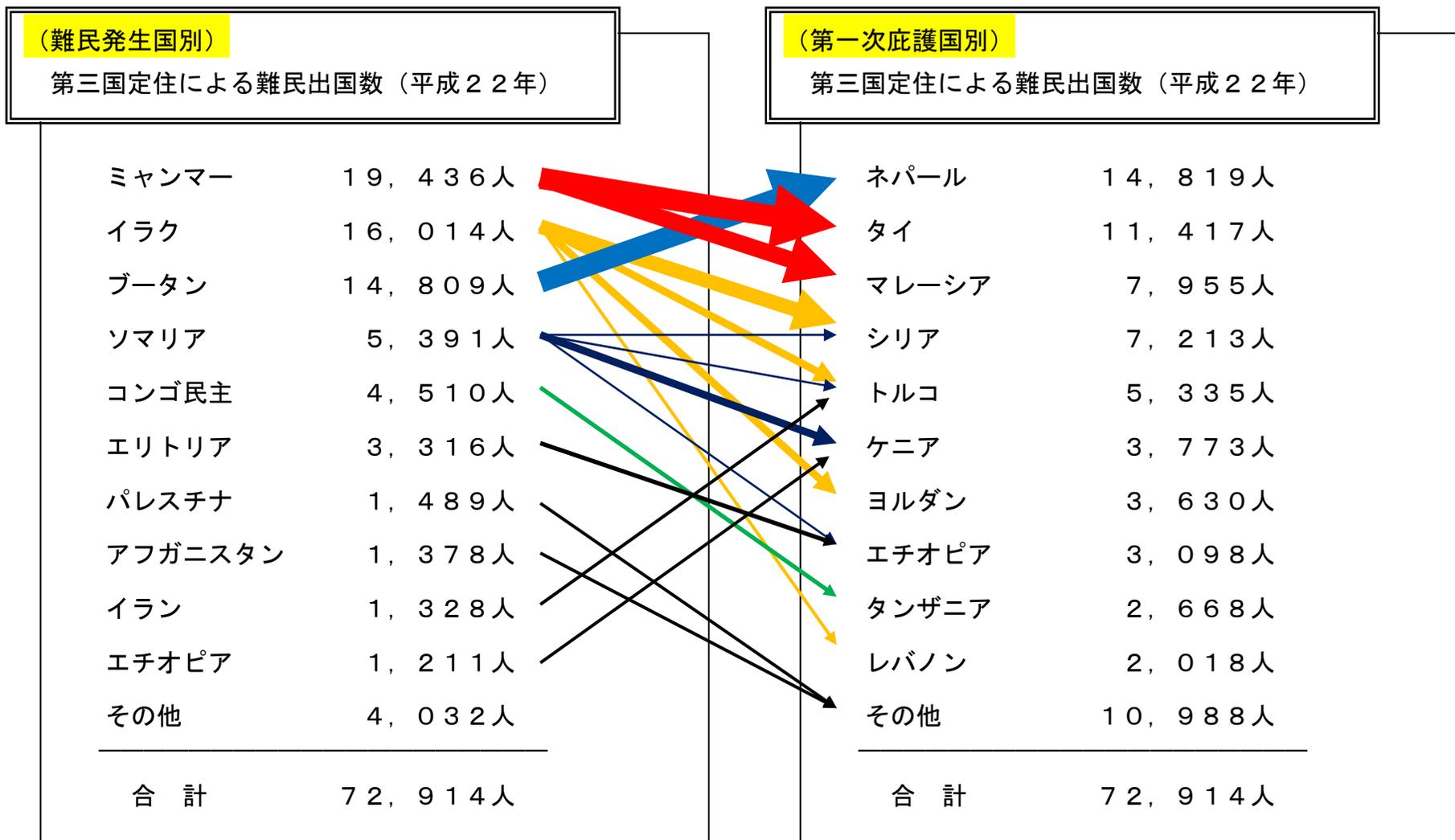
世界全体で難民問題解決のために第三国定住が必要と考えられる難民は、UNHCRによると、平成24年には約17万2千人に上るとされている。一方、受入れ国における第三国定住による難民の受入れは、近年、概ね7万人前後で推移しており、平成22年の受入れ実績は下表のとおりとなっている。

国名	出国数	国名	出国数
米国	54,077人	チェコ	48人
カナダ	6,706人	ルーマニア	38人
豪州	5,636人	ブラジル	28人
スウェーデン	1,789人	日本（パイロットケース）	27人
ノルウェー	1,088人	ポルトガル	24人
英国	695人	アルゼンチン	23人
フィンランド	543人	アイルランド	20人
ニュージーランド	535人	ウルグアイ	17人
オランダ	430人	パラグアイ	13人
デンマーク	386人	チリ	6人
フランス	217人	アイスランド	6人
		合計	72,352人

(注) 1 UNHCRの資料に基づく難民受入れ国別の第一次庇護国からの難民出国数（平成22年）

2 正式な第三国定住プログラムにより平成22年に難民を受入れた22か国について計上。正式な第三国定住プログラムではないものの、ドイツ、イタリア等の国が、平成22年に562人の難民を受け入れている（本表に計上した72,352人との合計は72,914人）。

(参考) 第三国定住難民の難民発生国から第一次庇護国への移動の状況



(注) UNHCRの資料に基づき、作成。矢印は、第一次庇護国への主な難民の移動を示す。

(2) 主な受入れ国の受入れ対象難民 ア 受入れ難民の出身国及び人数

 **アイルランド**
※2011年実績

スーダン	24人
エリトリア	10人

 **デンマーク**
※直近1年間の実績

コンゴ(民)	154人
ブータン	147人
ミャンマー	140人
エリトリア	29人
コンゴ	12人
ソマリア	11人
エチオピア	7人
スーダン	4人
パレスチナ	3人
コロンビア	2人

 **英国**
※2011年実績

エチオピア	145人
コンゴ(民)	119人
ソマリア	93人
イラク	75人

 **オランダ**
※2010年実績

イラク	125人
ブータン	46人
エリトリア	33人
ラオス	33人
カンボジア	12人
アフガニスタン	10人
イラン	8人
ルワンダ	7人
セネガル	7人

 **スウェーデン**
※2011年実績

ソマリア	584人
アフガニスタン	404人
エリトリア	373人
エチオピア	147人
スーダン	89人
コンゴ(民)	69人
ビルマ	58人
イラン	32人
ナミビア	18人

 **オーストラリア**
※2010-11年度実績

ミャンマー	1,393人
イラク	1,114人
ブータン	1,001人
コンゴ(民)	514人
アフガニスタン	423人
エチオピア	297人
ソマリア	144人
イラン	141人
スリランカ	78人
スーダン	61人
(以下略)	

 **ニュージーランド**
※2010-11年度実績

ミャンマー	230人
ブータン	117人
コロンビア	96人
ブルンジ	12人
スリランカ	12人
エクアドル	10人
イラク	7人
コンゴ(民)	6人
アフガニスタン	5人
エチオピア	5人
(以下略)	

 **カナダ**
※2011年実績

イラク	2,107人
ブータン	1,874人
ソマリア	594人
イラン	412人
コンゴ(民)	392人
コロンビア	362人
エチオピア	327人
アフガニスタン	255人
ミャンマー	238人
エリトリア	180人
(以下略)	

 **米国**
※2010年度実績

イラク	18,016人
ミャンマー	16,693人
ブータン	12,363人
ソマリア	4,884人
キューバ	4,818人
イラン	3,543人
コンゴ(民)	3,174人
エリトリア	2,570人
パレスチナ	1,053人
ベトナム	891人
(以下略)	

イ 受入れ単位（家族又は単身者）

家族単位での受入れがほとんどを占める国もある一方で、単身者単位での受入れが半数程度に及ぶ国もみられる。家族の定義は、国によって様々であるが、単身者の受入れ条件を具体的に設定している国は少ない。

国名	家族単位及び単身者単位での受入れの割合	「家族」の定義	単身者の受入れ条件
オーストラリア	ビクトリア州の2012年1月～3月の実績の場合、単身者のみは46.6%	—	(必ずしも条件は付していない。)
ニュージーランド	主に家族単位	—	(必ずしも条件は付していない。)
米国	世帯主が単身（子等の扶養家族を有する場合を含む。）である割合は、50%前後	受入れ難民の配偶者及び未婚かつ21歳未満の子（これ以外の親族も個別の事情により考慮）	(必ずしも条件は付していない。)
カナダ	単身（成人）：43% 単身（成人）と子ども：11% 夫婦（成人）：8% 夫婦（成人）と子ども：26%	—	(必ずしも条件は付していない。)
アイルランド	主に家族単位	①受入れ難民が結婚している場合、その配偶者 ②受入れ難民が18歳未満で未婚の場合、その両親 ③受入れ難民の18歳未満で未婚の子	単身の高齢者、単身の未成年者（18歳未満）及び公共の保健や公的秩序を脅かすおそれのある者は受け入れていない。
英国	95%程度は家族単位	中心となる申請者に1人以上付随している親族グループ	(必ずしも条件は付していない。)
スウェーデン	2011年受入れ634件2,020人中、261件が単身者	配偶者（事実婚を含む。）及び18歳未満の子	(必ずしも条件は付していない。)
デンマーク	不詳であるが、両方受け入れており、比較的家族単位が多い。	両親と18歳以下の子。高齢の扶養家族がいる場合は人道上の観点から家族に含めることがある。	(必ずしも条件は付していない。)

ウ 障害者の受入れ及び経済的自立可能性の考慮の有無

障害者の受入れ数に係る統計を有する国はないが、医療の必要性がある者に関し一定の受入れ枠を設定している国がみられる。経済的自立可能性に関しては、入国後の自立を重視する国がある一方で、保護の必要性の観点のみにより選考する国もみられる。

国名	障害者の受入れの有無	経済的自立可能性の考慮の有無
オーストラリア	存在するが、人数は統計がなく不詳	経済的自立を前提に受け入れているが、選考の際にその可能性を考慮するわけではない。
ニュージーランド	受入れ枠750人中、10%は医療の必要性がある者又は障害者とされている。	考慮していない。
米国	統計がなく不詳	考慮していないが、米国の定住支援の最大目標は、できる限り早期に自立を実現すること。
カナダ	統計がなく不詳	一定の考慮をしている（おおむね入国後3～5年で経済的に自立できることが目安）。
アイルランド	「障害者」との定義ではなく、医療の必要性がある者を年間5名程度まで受入れ	考慮していない。
英国	（正確な統計はないが）2%程度	選考基準は非公開であるため不詳であるが、受入れ後は自立を促している。
オランダ	不詳であるが、医療の必要性がある者について年間30人の受入れ枠がある。	2005年から選考時に統合可能性を考慮（言語習得の意欲、生計のための就労経験、社会適応の意欲等）。しかし、選考時のこれらの審査は難しく、2005年から2008年までの間でこれにより受入れを拒否した者は2名のみ。
スウェーデン	存在するが、人数は統計がなく不詳	考慮していない。
デンマーク	不詳であるが、医療の必要性がある者を毎年約30人受け入れている。	考慮していない。

(参考) UNHCRの第三国定住対象者カテゴリ別の第一次庇護国からの難民出国数(平成22年)

基準	出国数
法的又は身体的保護の必要性がある者	31,837人
予見可能な代替恒久的解決案が欠如している者	21,782人
暴力又は拷問を生き延びた者	10,215人
危険に瀕する女性と少女	5,357人
医療の必要性がある者	2,447人
家族の再統合	562人
危険に瀕する子どもや若者	370人
高齢の難民	321人
その他	23人
合計	72,914人

(注) UNHCRの資料に基づくUNHCRの第三国定住対象者カテゴリ別の第一次庇護国からの難民出国数(平成22年)

2 諸外国における第三国定住難民に対する支援内容

(1) 中央省庁における予算措置

日本の場合、おおむね難民1人当たり約450万円の中央省庁における予算措置がされているが、例えば、ニュージーランドでは約490万円、米国では約110万円、カナダでは約80万円、スウェーデンでは約240万円となっている。

国名	予算総額 (難民1人当たり予算額)	地方自治体、NGOその他の団体に対する財政支援
オーストラリア	約5億4,513万豪ドル (約3,792豪ドル) ※2011-12年度の移民・市民権省の「難民・人道支援」及び「移民・難民に対する定住支援サービス」に係る予算を合算したもの	2011-12年度では、国際移住機関(IOM)に76.2万豪ドル、豪州赤十字に1,062万豪ドル(難民希望者支援スキーム)、豪州難民評議会に14万豪ドルなど。定住助成金プログラム(Settlement Grants Program, SGP)には、2012-13年度でおよそ3,900万豪ドルが計上されている。
ニュージーランド	約5,800万NZドル (約7万7千NZドル) ※2011-12年度	「NZ難民サービス」が定住センターで行う6週間のオリエンテーション、訓練研修活動及びそれ以降12か月のコミュニティー内支援活動に係る経費に対し、2010年度は、政府から約416万NZドルを補助金として交付(同団体の総収入の約75%に相当)。この他難民に対する英語教育や精神衛生支援等に対して教育省等の省庁が関連のNGOに補助金を交付
米国	約10.65億米ドル (約1.4万米ドル) ※2012年度	国務省人口・難民・移住局(連邦政府)からボランティア支援団体(NGO)に対し、①ボランティア支援団体が毎年提出する提案書にしたがって支援団体本部に配分する予算及び②難民1人あたり1,850ドルの予算を支給(これら及び入国前プログラム等を合わせた同局の予算規模は2012年度4.15億ドル) 保健福祉省難民再定住部(連邦政府)からの予算のほとんどは各州政府に配分され、その大部分は州政府からボランティア支援機関等に配布(予算規模は2012年度約7.3億ドル)
カナダ	5,500万加ドル程度 (約1万加ドル程度) ※予算策定の際の参考数値	連邦政府(市民権・移民省)は、政府支援難民に対するサービスを提供するNGO(サービス提供機関)に対し、合計で年間約15百万加ドルの助成金を支出している。 他方、連邦政府は、難民受入れの目的では地方自治体に財政支援を行っていない。

アイルランド	第三国定住に係る特定の 予算配分はなく、関係省庁 の既存の予算から捻出	—
英国	非公開のため不詳	中央政府による地方自治体、NGOその他団体に対する財政支援あり。英国政府の第三国定住プログラムである「ゲートウェイ保護計画」には、2011年の段階で、主管官庁であるUKBAのほか、政府機関である雇用年金省、保健省、教育省、15の地方自治体、8つの民間支援団体が参加しており、UKBAが受入れを決定した難民は、地方自治体が管轄地域内に受入れ、民間支援団体（NGO）との協同・連携による1年間の定住支援を受ける。
スウェーデン	約3億9千万スウェーデン クローネ (約19万7千スウェー デンクローネ) ※2012年度	左記のうち、約3億7,544万スウェーデンクローネは、地方自治体への補助金(残り1,650万スウェーデンクローネは、移送費や行政事務費) 法務省所管の移民庁(Migrationsverket)との契約により、難民を受入れることとなった市に対しては、2年間の生活支援に必要な費用について、補助金が支給される。
デンマーク	統計がなく不詳	デンマーク移民統合法の規定により、難民の受入れ過程は法務省や社会統合省が責任を負っているが、定住過程については地方自治体が責任を持つこととなっており(受け入れた難民の数に応じて政府から定額の資金援助を受ける。)、通常、各自治体は3年間の定住プログラムを実施している。

(参考1)

日本(パイロットケース)では、政府予算は約1億3,500万円(注)であり、年間約30人を受け入れる場合、難民1人当たり予算額は約450万円となる。

(注)平成23年度の外務省、文化庁及び厚生労働省の委託費予算であり、一部に条約難民の定住支援に関する予算を含む。また、定住支援施設の手当に係る予算は含まれていない。

(参考2)

1豪ドル:83円, 1NZドル:64円, 1米ドル:81円, 1加ドル:82円, 1ユーロ:112円, 1ポンド:129円, 1スウェーデンクローネ:12円, 1デンマーククローネ:15円(いずれも支出官レート(平成23年12月28日財務省告示第416号)による。)

(2) 中央省庁による第三国定住難民への生活支援

日本（当初の180日間）では、収入補助等として、月額約4万5千円の生活費支給、住居（受託団体が手当。1世帯当たり家賃12万円前後）への入居等の支援や、一時金（約15万7千円）の支給などの支援がある。諸外国では、例えば、カナダでは、月額約6万3千円の支給や、一時金（約15万円）の支給などの収入補助がある。

支援期間は、おおむね1年間前後としている国が多く（オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、英国など）、その後の支援は、一般国民と同様に受けられる社会保障の枠組みの中で行われる。

国名	難民を対象とした生活支援	一般国民と同様に受けられる生活支援
オーストラリア	入国後12か月まで、入国当初の集中的な支援として、移民・市民権省と契約した民間団体（サービスプロバイダー）が、空港への出迎え、オリエンテーション、衣料品などの手当、住居（自宅）を探す手伝いや家具等の提供、拷問や心的外傷に関するカウンセリングサービスなどを実施	例えば、失業者手当は単身者で最高2週間当たり489.70豪ドル。この他にも各種手当（障害者手当や年金など）を受ける権利がある。受給期限なし。 政府の社会保障制度を通じた財政支援が基本であるが、コミュニティが寄付金により移転費等を賄うケースやNGOによる移転支援等があることもある。
ニュージーランド	マンダレ難民定住センターで6週間の集中オリエンテーション・プログラムが実施されるほか、自立促進支援として、最初の12か月、各種相談、モニタリング等が実施される。	社会保険事務所が個別にインタビューを行い、経済的支援ニーズを特定の上、定住先において、失業保険、疾病休業保険、障害者年金等の多様な社会保障スキームから支援が行われる。例えば、失業及び疾病休業の場合、25歳以上の単身者は税引き後最高週当たり204.96NZドル、夫婦の場合子どもの有無を問わず同341.60NZドル。受給期限なし。 この他、当初の衣料品、生活必需品購入等の生活立ち上げ支援として社会保険事務所から再出発一時金として成人1人当たり1,200NZドルが給付される場合がある。
米国	「受入れ・配置プログラム（RPP）」により30日～90日の基本的ニーズ（住宅、生活用品など）が提供され、直接支援費1人当たり1,125米ドル支給（一時金） 右記TANFに適合しない難民（単身や子のない夫婦）に難民金銭扶助（RCA）を支給（最長8か月。額は州によって異なり単身の大人1人当たり約80～約540米ドル）	一定の要件に適合する難民に対し、貧困家庭一時扶助（TANF）。受給期限は州によって異なり2～5年間。支給額は州によって異なり3人家族当たり約170～1,000米ドル。このほか、補助的栄養支援プログラム（SNAP。いわゆるフードスタンプ）がある。

カナダ	<p>定住支援プログラム（RAP）を最長12か月提供。定住先により異なるが、例えばトロント市在住であれば収入補助として単身者1人当たり月額768加ドル支給（政府と民間の「共同支援プログラム」対象者は最長24か月）</p> <p>この他、一時金として以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品等購入費 175加ドル ・必需品購入費 1,330加ドル ・被服費 325加ドル 	<p>12か月を経過した後は、難民も一般のカナダ人と同様、必要に応じて社会保障給付を受けることができる。</p>
アイルランド	—	<p>第三国定住難民は、アイルランド国民と同じ基準で、所得支援、失業手当、身体障害者手当、国民年金等を申請することができる。具体的支給額は個別ケースごとに異なる。受給期限は、スキームごとに異なる。</p>
英国	<p>「ゲートウェイ保護計画（GPP）」に基づき、地方自治体及び民間支援団体が1年間の定住支援を実施。収入補助の金額は非公開のため不詳。期限の延長はない。</p> <p>難民が住居の賃貸契約を行うに当たって、経済的に支払いが困難な場合、地方自治体から資金援助（一時金）が行われるが、金額は不定</p>	<p>1年間の定住支援終了後は、通常の社会保障制度により支援を受けることができる。</p>
スウェーデン	<p>収入補助として月当たり6,776スウェーデンクローネが市から支給される。受給期限は2年間であり、延長はない。</p> <p>生活の立ち上げに必要な物又は一時金の支給については、受入れ市及び各難民の個別事情により異なる。</p>	<p>2年間の支援期間中において、各難民の個別事情により、市が一般の社会保障制度の枠組みの中で別途支援措置を講ずることもある。</p>
デンマーク	<p>地方自治体が、政府の財政支援を受けて実施。収入補助の受給期限は難民の定住期間とされている3年間</p>	<p>難民の定住期間とされている3年間を超えた時点から、当該難民は一般の社会保障制度の対象となる。</p>

(参考1)

日本（パイロットケース）では、難民は、収入補助として、約180日間の定住支援プログラム期間中、生活援助費（日額1,500円）、医療費（実費）等を受給でき、また、同プログラム修了時には、定住手当として一時金（約15万7千円）等を受給できる。さらに、同プログラム修了後6か月間、職場適応訓練を受講（難民は、基本手当（日額3,530円～4,310円）、受講手当（日額700円）等を受給）等できる。

(参考2)

1豪ドル：83円、1NZドル：64円、1米ドル：81円、1加ドル：82円、1ユーロ：112円、1ポンド：129円、1スウェーデンクローネ：12円、1デンマーククローネ：15円（いずれも支出官レート（平成23年12月28日財務省告示第416号）による。）

(3) 定住支援の主な実施主体

多くの国で、民間団体が、政府等からの委託や補助を受けて定住支援を実施している。北欧諸国では、地方自治体が定住支援の主な実施主体であり民間団体の関与が少ないことが特徴となっている。

国名	主要主管省庁	主要実施主体	摘要
オーストラリア	移民・市民権省	民間団体	サービスプロバイダーと呼ばれる民間団体が、企画競争によって選定され、移民・市民権省との契約に基づいて各種サービスの提供を実施
ニュージーランド	労働省	民間団体	政府が資金拠出を行う「NZ難民サービス」が6都市に事務所を設置し各種サービスの提供を実施
米国	国務省、保健・福祉省	民間団体	全米にネットワークを持つ再定住機関（ボランティア支援機関）が、政府予算のみならず、自己資金又は現物による補完を行いつつ、難民入国後30日間（90日間まで延長可能）の支援プログラムを実施
カナダ	市民権・移民省	民間団体	「サービス提供機関」（宗教団体、民族グループ、女性団体等の民間団体約30団体）が、企画競争の形式で選定され、政府との2年間の取極めを交わすことにより補助金を受け、具体的な定住支援サービスの提供を実施
アイルランド	司法平等省	地方自治体	県議会が、地方レベルでの第三国定住のための関係機関によるワーキング・グループを設置し、難民がすべてのサービスを適切に受けられることを確保する。
英国	内務省国境庁	地方自治体、民間団体	「ゲートウェイ保護計画」に参加する15地方自治体が、内務省国境庁から拠出される予算の下、8民間支援団体との協働・連携により、1年間の定住支援を行う。地方自治体が主導する場合もあれば、民間支援団体が主導する場合もある。
オランダ	自治省移民・帰化サービス	民間団体	法務省の出資による独立機関である「オランダ難民評議会」が、政府や地方自治体からの助成金や交付金を受け、定住支援を実施
スウェーデン	法務省、移民庁、雇用省、雇用仲介庁	地方自治体	コミュニオン（日本の市町村に相当）が、政府と契約を結び、必要経費補償を受けつつ、住宅確保、子どもの学校の手配、スウェーデン語講座の実施などを実施。NGOは具体的な役割を担っていない。
デンマーク	入国管理局	地方自治体	地方自治体が、受け入れた難民の数に応じて政府から定額の資金援助を受け、定住支援を実施
フランス	内務・海外領土・自治体・移民省	独立行政法人	内務省の予算により運営される独立行政法人「仏統合移民局」が定住支援を担当している。

(参考)

日本（パイロットケース）では、民間団体が、企画競争によって選定され、政府（外務省、文化庁及び厚生労働省）と契約を締結し、定住支援を実施。現在の実施団体は、公益財団法人アジア福祉教育財団（難民事業本部）

(4) 出国前研修等

諸外国の多くで、日本と同様、IOM等により出国前研修等が実施されている。内容は、受入れ国における生活、文化等に関するオリエンテーションが主なものであるが、日本のように数週間にわたる語学教育を行っている国は見当たらない。

【諸外国の中で特徴のある出国前研修等を実施している例】

● スウェーデン

出国前研修は、入国管理局と受入れ先地方自治体とで計6名を派遣して実施する。渡航に関するガイダンスは、大人と子どもを分けて行う。スウェーデンでの生活に関するガイダンスは、DVDを使用し通訳付きで説明する。また、時系列に沿って、出国手続から到着までを説明する。さらに、「My new hometown」として、定住先の市の名前をスウェーデンの地図に貼り、定住先がどこかを把握させる。

● ノルウェー

- ・ 児童（8～15歳）の場合、8～12歳と13～15歳のクラスに分け、2日間の研修を行う。16歳以上の者の場合、通訳を介し、4～5日間の研修を実施する。
- ・ 出国前研修の目的は、定着をスムーズにし、定住初期の期間を支援すること、ノルウェーの社会に関する知識を身に着けること、そして、非現実的な期待を抱かせず、カルチャーショックを軽減することにある。
- ・ 同じ文化や言語などのバックグラウンドを持つ者が研修の実施者となる。また、スカイプを使って、難民キャンプにいる難民と話をするなど、出国前研修と入国後の定住支援プログラムとのリンケージを強化する。なお、プロフェッショナルの通訳を使用している。

● オーストラリア

定住初期に必要なアドバイスのほか、難民がオーストラリアでの生活に「現実的な期待」を抱くように支援する。アプローチの方法は、参加すること自体を重視し、学び手である難民を中心に置くこと。また、自立心を促し、現実的な期待にフォーカスすること。さらに、よく訓練された通訳を使うことなどである。

(参考)

日本（パイロットケース）では、難民は、日本へ入国する前に、タイの難民キャンプにおいて計3～4週間の出国前研修（日本における基本的な生活習慣に関するガイダンス及び日本語教育等）及び健康診断を受ける。

(5) 定住支援施設等への入所による定住支援

日本のような定住支援施設への入所による集中的な定住支援は、受入れ規模が比較的小規模な国において実施されているが、受入れ規模が比較的大規模な国においては、難民は、入国後、受入れ先地域へ直接移動するケースが多い状況がみられる。

● 政府が手当する定住支援施設等への入所による定住支援がある国

国名	入所期間	施設入所中の支援	施設退所後の支援
ニュージーランド	6週間	マンゲレ難民定住センターで6週間の集中オリエンテーション・プログラムを実施（英語、保健衛生、交通安全、健康診断、歯科診療、ストレス診断、女性グループワーク、児童グループワーク等）	退所後、通常、NZ難民サービスが事務所を置く6都市が受入れ先となり、受入れ先地域において教育支援、生活支援、住居支援、雇用支援など各種の定住支援を実施
アイルランド	6～8週間	健康診断、言語教育、生活用品の使い方、アイルランドの文化・法制度、家計管理、銀行や郵便局の使い方などの研修を実施	退所後、地方自治体（県議会）が、地方レベルでの第三国定住のための関係機関によるワーキング・グループを設置し、語学教育、住居支援、雇用支援などのサービスを適切に受けられることを確保する。
フランス	3～6月 （最長1年間）	難民受入れ居住施設（GPH）等滞在中、独立行政法人である統合移民局により、経済的自立を目指した各種の定住支援が行われる（フランスの社会制度に関する研修、就業支援、語学支援など）。	退所後、NGOが、政府や欧州難民基金からの財政支援を受け、住居支援、就職・就学先の確保等に係る支援を行う。

● 政府が手当する定住支援施設等への入所による定住支援がない国（入国後、受入れ先地域へ移動）

オーストラリア、米国、カナダ、英国、オランダ、スウェーデン、デンマークなど（上記（3）参照）

（参考1）

日本（パイロットケース）では、第三国定住難民は、首都圏の定住支援施設及び宿泊施設において、入国当初の初動支援や総合的な定住支援（日本語教育、社会生活適応指導、職業相談員による職業相談及び職業紹介等）を約180日間受講し、その後、受入れ先地域へ移動することとなる。

（参考2）

上記の各国以外では、政府が手当する定住支援施設等への入所による定住支援がある国として、スペイン（1年間）、チェコ（6か月）、ポルトガル（6か月）、ルーマニア（6か月～1年）などがある。

(6) 語学教育

諸外国における語学教育の在り方は一律ではなく、提供期間も400時間程度から1,100時間程度まで様々であるが、おおむね各国とも、必要に応じ、教育機関の延長や別途のプログラムによる補完を行っている状況がみられる。

国名	語学教育の在り方
オーストラリア	移民・市民権省が運営する「成人移住者向け英語プログラム(AMEP)」により510時間まで提供。拷問被害者など特別な配慮を要する者は、追加受講が可能。教育・雇用・労働関係省(DEEWR)と州政府も同様のプログラムを実施している。
ニュージーランド	・マンゲレ難民定住センターでの6週間の集中オリエンテーション・プログラムの中で英語研修を実施 ・義務教育機関における外国人(学童)向け英語教育(最大5年間) ・大学・専門学校における外国人(成人)向け英語教育の無償提供 等
米国	移民・国籍法(INA)により、再定住支援プログラムにおいて英語研修を行うことが課されている。 ・「受入れ・配置プログラム(RPP)」(30日間。90日間まで延長可能)において英語研修を実施 ・一般の米国民が受けられる社会保障の枠組みにおいて、最長5年間程度、英語教育を受けられる。
カナダ	・企画競争の形式で選定された「サービス提供機関」が、政府との取極めに基づいて補助金を受け、語学教育を実施 ・ケベック州では、難民を優先的にフランス語コースへ登録。成人向けコースの場合、全体で990時間。識字弱者向けコースの場合、1,100時間。
アイルランド	職業教育委員会(教育技能省所管)が担当し、1年間、週20時間の語学教育が行われる。例外的に必要なに応じ延長される場合もある。
英国	難民のみを対象とした特別な英語教育は行われていないが、各地方自治体の財政支援により、各地域の大学や教育機関が実施しているESOLと呼ばれる無料の英語学習や、各種団体による外国人向け英語教育クラス等により、語学教育の機会が確保されている。
オランダ	定住支援期間中、半日は語学の学習に充てられる。語学に問題のある5歳から18歳までの児童のため、政府等から財政補償を受けている普通の学校が特別教育を実施
スウェーデン	SFIと呼ばれる移民一般に提供されるウェーデン語学習講座(無料)を提供(2年間)。12か月以内に修了した者には「SFIボーナス」と呼ばれる非課税の賞与金を付与(6千~12千スウェーデンクローネ)
デンマーク	3年間の義務的社会統合プログラムの中で、週20時間以上の語学教育を実施。すべての児童は公立学校に入学することができ、語学の特別クラスを受講することが可能
フランス	仏統合移民局との「受入れ・統合契約(CAI)」の契約期間中、語学レベルに応じて最長400時間の語学支援が受けられる。このほか、NGOが欧州難民基金から財政支援を受けて語学支援を実施

(参考)

日本(パイロットケース)では、定住支援プログラムの実施期間(約180日間)、572授業時間の日本語教育が行われ、同プログラム後は、日本語学習に関する相談のほか、必要に応じ、日本語教育に関する情報提供、日本語教材の配布及び日本語教育の実施が行われる。